

- 遺跡でも見られる。
- 25) 田村言行「弥生時代の江原台」『江原台』昭54
- 26) 天野努他『八千代市村上遺跡群』昭49
- 27) 千葉県文化財センター調査。現在整理中。
- 28) 註(1)に同じ。
- 29) 古内茂「房総における北関東系土器の出現と展開」『ふさ第5・6合併号』昭49
- 30) 柿沼修平他「佐倉市大崎台遺跡の調査」『考古学ジャーナル191』昭56
- 31) 昭和57年度末に千葉県文化財センターより刊行される予定。
- 32) 海老沢稔「茨城県南部域における長岡式・長岡式以後の展開と問題点(下)」鈴木正博『『餓鬼

- 塚覚書』、『婆良岐考古第3号』昭56
- 33) 註(1)に同じ。
- 34) 鈴木正博『『十王台式』理解のために(3)』『常総台地10』昭54
- 35) 註(34)に同じ。
- 36) 註(29)の他、柿沼修平「印旛沼周辺地域の弥生時代遺跡」『なわ第13号』昭49、熊野正也「南関東地方における弥生文化の研究(1)」『史館第4号』昭49 などがある。
- 37) 註(25)に同じ。
- 38) 柿沼修平氏、大沢隆氏の御教示に基く。
- 39) 註(25)に同じ。

## 所謂「変則的古墳」に関する基礎的考察

糸川道行

### 1. はじめに

東関東地方の古墳時代後期において、墳丘裾部に埋葬施設を有する所謂「変則的古墳」が指摘されてから20年近く経過した(註1)。この間、茂木雅博氏や杉山晋作氏をはじめ、関東地方在住の研究者を中心として考察されてきたが(註2)、現在その概念は統一された状況にあるとはいえず、「変則的古墳」を論じる場合、まずその概念を明らかにしなければならない状況にある。

### 2. 「変則的古墳」の概念

#### (1) 墳形

そこで、所謂「変則的古墳」について要素別に検討していきたい。第1に墳形であるが、前方後円墳・円墳・方墳が認められる。「変則的」な前方後円墳の中には、前方部の短い帆立貝形の古墳が多く存在する。該種墳形については、最近、前方後円墳と円墳に分離すべきとの考えが出されている(註3)。ここでは論の単純化のため、全て前方後円墳に含めて考え、両者の分離は今後の検討課題としたい。

#### (2) 埋葬施設の種類

箱形石棺系統の施設と、土壇、すなわち木棺使用施設の系統に大別できる。箱形石棺には、偏平な片岩板石を組合せたものの他、凝灰質砂岩截石

を組合せたものを含めて考える(註4)。また、稀例であるが竪穴式石室がある(註5)。木棺使用の施設では粘土槨と報告される例もある(註6)。量的には石棺系統の施設が土壇系統の施設を凌駕する。横穴式石室については「変則的古墳」との強い関連性が窺える古墳があるが(註7)、「変則的古墳」の特異性の一つに、竪穴系統の埋葬施設に追葬を行ったと考える立場から、除外したい。

#### (3) 埋葬施設の位置

円墳・方墳の場合、墳丘中央からはずれ、裾部に位置する。前方後円墳の場合、後円部中央からはずれ、後円部裾かくびれ部ないしは前方部に位置するものが多い。墳丘に対する埋葬施設の位置のあり方を模式図として示したものが図1である(註8)。1、2は円墳の場合で、1は杉山分類のB(封土下)口(直交)O(南方位以外)型式の一例であり、2はBロS(南方位)型式である。なお、杉山分類のA(封土中)イ(求心)O・AイS・BイO・BイSの四型式の例として取上げられた古墳は全て検討の余地があり、その後の発掘例でも、管見に触れる限り、周堀全掘に近い発掘調査において確かめられた例がないため、その存在には疑問を抱かざるを得ない。千葉県佐原市の片野8号墳・9号墳(註9)に求心型と思われるふしもあるが、将来の確実な周堀発掘例をまっ

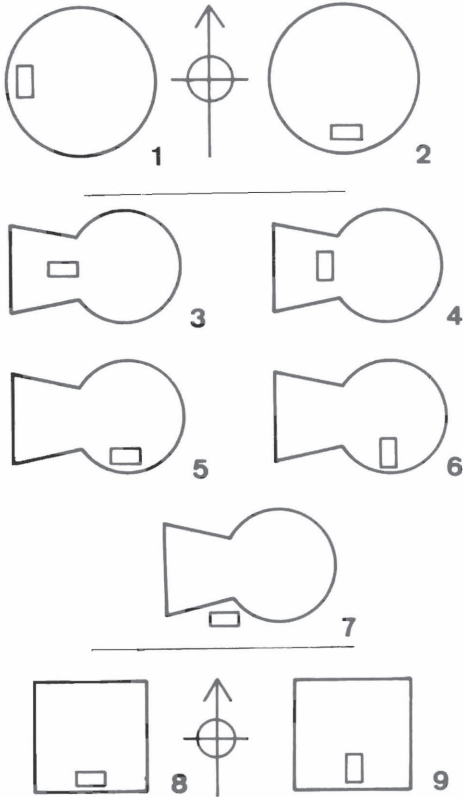


図1 埋葬施設位置模式図  
(註2 杉山論文を参考に作図)

て検討すべきと考える。3～7は前方後円墳における埋葬施設位置のタイプで、3はB I (主軸上)イ型式、4はB I ロ型式、5はB II (主軸外)ロ型式、6はB II イ型式、7はB II ハ (平行)型式である。6は千葉市の中原4号墳(註10)の他、千葉県習志野市の鷺沼B号古墳(註11)にその可能性がある。例は少ない。7の型式は、今のところ、千葉県印旛郡印旛村の油作1号墳(註12)だけと思われる。この古墳は墳丘が未掘であるため、「変則的古墳」でない可能性もあり得る。ところで、茨城県行方郡潮来町の大生西1号墳(註13)は、前方後円墳の造り出し部に、主軸に直交するかたちで箱形石棺を有する古墳であるが、安藤鴻基氏が指摘するように、規模が他の「変則的古墳」より際立って大きいことから、「変則的古墳」としての扱いからは除外すべきかもしれない。しかし、箱形石棺という埋葬施設をもつ以上、全くの無関係とはいえないであろう。8、9は方墳における埋葬施設の位置を示したものである。杉山分類でいえば、8はBロS型式、9はBイS型式とする

ことができるが、方墳においては杉山分類をそのまま適用することはあまり適切でないように思われる。現在、資料が少ないため、資料の増加をまって再検討したいと思う。

#### (4) 分布

「変則的古墳」の分布については、常総以外の地にも認める見解が出されたことがあった(註14)。その対象となったのは、福島県下や栃木県下の古墳である(註15)。それらの古墳は確かに埋葬施設が墳丘裾部に位置するものの、年代的に常総のものより遡り、しかも、その地域において常総の「変則的古墳」のように分布密度が濃いものでもない。将来の研究の進展によっては「変則的古墳」の祖形と認められるかもしれないが、今のところ検討抜きで一律に扱うことには無理があると思われる。以上の他、竹石健二氏のように、福島県や栃木県以外にも、「特異な位置に内部主体を有する古墳」として、日本の各地域の古墳をとりあげる見解もあるが(註16)、常総以外の地のものは常総

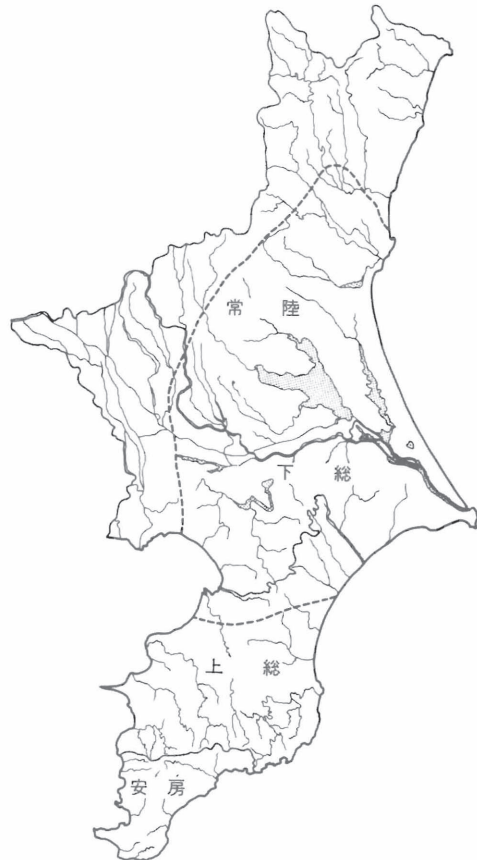


図2 「変則的古墳」分布圏推定図

の「変則的古墳」と共通の歴史的背景を持つものとは思われない。従って、「変則的古墳」は東関東中央部にのみ認められるものであるといえよう(註17)。それを示したものが図2である。この範囲をもう少し詳しくみていくと、霞ヶ浦・北浦沿岸を中心とした常陸側で偏平な片岩板石を使用した箱形石棺が多く、下総・上総では南にいくほど凝灰質砂岩截石積の箱形石棺が多い。土壌(広義)は茨城県那珂郡大宮町の一騎山4号墳(註18)、水戸市赤塚E3号墳(註19)など、範囲北側の地域と、千葉市戸張作古墳群(註20)や市原市大厩古墳群(註21)等、範囲南側の地域にみられる埋葬施設である。このような分布の特徴から、土壌を埋葬施設とする古墳は、箱形石棺を埋葬施設とする古墳の影響を受けて出現したといえそうである。

#### (5) 年代

「変則的古墳」の年代については、周堀出土の須恵器や埴輪、副葬品等から、盛行年代を6世紀後葉から7世紀前葉と考える。前方後円墳は7世紀前葉のうちに消滅し、代わって、方墳が出現し、7世紀後半まで続くのであろう(註22)。なお、追葬や墓前祭祀は8世紀前葉まで行っていた形跡がある。

「変則的古墳」の消滅の一つの形として、箱形石棺的な横穴式石室、あるいは横穴式石室的な箱形石棺の存在を指摘できる(註23)。これについては、横穴式構築に対する規制が緩んだ結果、あるいは横穴式石室構築の風習が当該地域に受容されたこと等の要因が考えられるが、いずれにしても、「変則的古墳」の解体现象を示す事例といえよう。

出現の年代については今一つ、はっきりとしなが、6世紀中葉まで遡る可能性が強い(註24)。出現の様相を考える上で参考になるのが、後円部中央に箱形石棺を置く古墳の存在であり、千葉県印旛郡印旛村の吉高山王古墳(註25)、同山武郡芝山町の木戸前1号墳(註26)および宝馬古墳(註27)、佐原市片野10号墳(註28)等を指摘できる。このうち、片野古墳群では、4号墳、8号墳がくびれ部や裾部に箱形石棺を持つ古墳であるが、10号墳の出土鉄鏃に、やや古相の窺えることから、片野古墳群における「変則的古墳」出現前後のあり方を示す古墳ではないかと推考する。

#### (6) まとめ

以上、「変則的古墳」についてさまざまに書き綴

ってきたが、その最大公約数的概念を記述するならば、以下のようにならうか。すなわち、東関東地方中央部に存在する後期・終末期古墳のうち、墳丘裾、あるいはくびれ部・前方部に縦穴系統の埋葬施設を有する古墳及びその総称であると。

さて、そこで原点に帰り、提唱者の市毛勲氏が特徴として掲げた5点についてみていきたい(註29)。

1. 内部施設が墳丘裾部に位置すること
2. 内部施設は通常偏平な板石を用いた箱式石棺であること
3. 合葬(追葬)を普通とすること
4. 群集墳を形成していること
5. 東関東中央部に分布すること

これらのうち、3・4は「変則的古墳」に固有のものでないから除外するとして、1には前方後円墳の場合のくびれ部、前方部に位置するものがあるという項目を加え、2については砂岩截石積みの箱形石棺や土壌等を加える。土壌は広義の意で粘土礫と報告されているものも含める。そして、5については全く修整する必要がない、と考える。

#### 3. 埋葬方法について

出土人骨のあり方から埋葬方法について考えてみたい。なお、扱う資料は全て石棺出土のものであり、土壌において同様に考えられるかどうかは改めて検討したいと思う。

「変則的古墳」においては、2~3体の人骨を出土する古墳が比較的多く、うち1~2体は伸展葬の状態を示し、1~2体は集積された状態を示すものが多い。このような人骨の出土状態は、後葬者の遺骸埋置(追葬)とそれによる先葬骨の片付けと理解するのが最も自然と思われる(註30)。このような人骨出土の状態を示す古墳として、茨城県鹿島郡鹿島町宮中野84-L号墳(註31)、千葉県香取郡小見川町阿玉台北A003号墳(註32)、同香取郡東庄町婆里古墳(註33)、同香取郡多古町坂並白貝18号墳(1号棺)(註34)、同山武郡芝山町山田2号墳(註35)、同山武郡山武町中津田古墳(註36)、千葉市加曾利町兼坂No.1古墳(註37)を指摘することができる。なお、参考資料として茨城県行方郡潮来町大生西1号墳(註38)を掲げておきたい。

一方、改葬例については、茨城県鹿島郡大洋村梶



山古墳(註39)、坂並白貝18号墳3号棺を指摘できる。なお、安藤鴻基氏が改葬例として指摘した(註40)千葉県我孫子市高野山1号墳4号棺、同2号墳については、改葬と断定することは危険と考える。保留事項としておきたい。ところで、茨城県筑波郡筑波町の小田古墳(註41)は「変則的古墳」でなかったようであるが、明確な改葬状態を示す古墳として古くから指摘されている。埋葬施設が箱形石棺であるため、無視し得ない古墳である。

以上、「変則的古墳」における埋葬方法には追葬と改葬が認められるが、坂並白貝18号墳では両者が共存しており、否定しあうようなものではなかったであろう。「変則的古墳」にとってどちらがより本来的なものであったかという点については、大きな問題であるが、資料が少ないため判断に苦しむところである。ただ、石棺長軸内法の数値が170～200cmぐらいのものが多いことから、成人を伸展葬で埋葬するのにふさわしいと考えられるので、一応、追葬を本来的なものと考えておきたい。今後、出土人骨の詳細な観察によって改葬例が増えると思われるが、資料の増加を待って再検討したい。

#### 4. 「変則的」な円墳と埴輪

「変則的古墳」のうち、前方後円墳については、約四分の一程度に埴輪の樹立が認められるが、円墳においては、管見に触れる限りでは茨城県那珂湊市の三ツ塚8号墳(註42)のみである。関東の後期古墳時代は埴輪が盛行する時代であり、「変則的」な円墳も、前方後円墳と年代的に並行するものが少なからずあったであろう。従って、円墳に埴輪が樹立されることの少なかつたという現象は、政治的な規制の結果と考えることができよう。この現象は「変則的古墳」の分布圏外、たとえば発掘例の多い埼玉県下の古墳についてみると多くの円墳で埴輪を有し、全く対照的である。下総でも千葉県流山市の東深井古墳群や初石古墳群(註43)は北武蔵と似たような状況を示す。この対照的様相からも、規制の反映を色濃く感じることができる。

#### 5. おわりに

「変則的古墳」出現の経緯は未だ全貌が明らか

にされた状態とは言い難いが、幾つかの要因が考えられる。以下、憶説を述べたい。第1に、追葬という埋葬方法であり、先葬者を埋葬した後も後葬のため、棺蓋を開けるという行為を行うこと、第2に、石棺の場合、組合せに際して固い地盤を求めたと考えられること、第3に、墳丘規模及び横穴式石室構築に対する外部からの規制であり、第4に、古墳造営力の寡少という内部的要因である。

これらの要因が複合して、墳丘裾部に埋葬施設が位置するようになったのではないだろうか。なお、第1の要因の背景には、やはり横穴式石室構築の思想からの影響があると考えられる。「変則的古墳」出現の背景を推論すると、

1. 箱形石棺を埋葬施設とした人々が、
2. 追葬を容易に行うため
3. 墳丘裾部に埋葬施設を位置させた

結果であるとしたい。なお、改葬については家族墓としての機能が進む中で出現したものと考えたい。

次に、「変則的古墳」の意義に少なからず関わる、墳丘の墓標化という考えについて一言述べておきたい。安藤鴻基氏の墳丘中央部において殯が行われた可能性を考える仮説(註44)も示唆に富むものであるが、杉山晋作氏の前方後円墳に関する平面企画の研究も見逃すわけにはいかない(註45)。杉山氏は埋葬施設の構築位置が墳丘規模を左右する要素となることを述べ、埋葬施設の位置と墳丘との不可分な関係を明らかにした。墓標という言葉が使われる概念は今一つ明確でないが、埋葬施設と墳丘との乖離現象が考えられているとすると、少なくとも前方後円墳の大部分に関しては適確でないと云わざるを得ない。

最後に、「変則的古墳」に関する研究史を振り返ってみると、埋葬施設が墳丘中央部よりはずれるということだけで「変則的古墳」ととらえる見方が出され、用語は異なるが同様の見解のもとに、全国の古墳を論じた論考もあったことは既に述べたとおりである。このような混乱の原因の一つに「変則的古墳」という名称があったと思われる。既にたびたび触れているが、最近「変則的古墳」を論じた安藤鴻基氏は「変則的古墳」に替えて、「常総型古墳」という名称を提唱している(註46)。「変則的古墳」がそれ自体、独り歩きするのは

なく、「常総」という地域に根ざしたものと考える立場より、この見解を支持し、今後「常総型古墳」という名称を使用していきたいと考える。

(5班・印西事務所)

## 註

- 1) 市毛勲「東国における墳丘裾に内部施設を有する古墳について」『古代』第41号 昭38
- 2) 茂木雅博「箱式石棺の編年に関する一試論—霞ヶ浦沿岸を中心として—」『上代文化』第36輯 昭41  
杉山晋作「所謂「変則的古墳」の分類について」『茨城考古学』第2号 昭44
- 3) 遊佐和敏「所謂「帆立貝式古墳」の形態的分離について」『古代』第68号 昭55
- 4) 杉山晋作「切石積箱状内部施設の名称について—山田1・2号墳に関して—」『ふさ』創刊号 昭47
- 5) 千葉県我孫子市高野山1号墳4号主体。吉田章一郎他『我孫子古墳群』 昭44
- 6) 高根信和他『常陸一騎山』 昭49
- 7) たとえば千葉県成田市瓢塚41号墳。成田ニュータウン文化財調査班『公津原』 昭50
- 8) 実際のあり方は、複数の埋葬施設を持つ古墳などもあり、「変則的古墳」であれば図1のどれかに絶対的にあてはまるというものではないことをお断りしておきたい。
- 9) 尾崎喜左雄他『下総片野古墳群』 昭51
- 10) 中村恵次・市毛勲「千葉市中原古墳群調査報告」『古代』第37号 昭36
- 11) 藤岡一雄『鷲沼古墳』 昭42
- 12) 武田宗久・中村恵次『印旛沼周辺地域埋蔵文化財調査(第1次)』 昭35
- 13) 茂木雅博他『常陸大生古墳群』 昭46
- 14) 市毛勲「「変則的古墳」覚書」『古代』第56号 昭48 にその経緯が触れられている。
- 15) 福島県相馬郡鹿島町真野20号墳・同双葉郡浪江町上ノ原3号墳・栃木県芳賀郡市貝町石下8号墳
- 16) 竹石健二「特異な位置に内部主体を有する古墳について」『史叢』第12・13合併号 昭44
- 17) 同様のことが、既に安藤鴻基氏によって指摘されている。  
安藤鴻基「「変則的古墳」雑考」『小台遺跡
- 発掘調査報告書』 昭56
- 18) 註6に同じ。
- 19) 伊東重敏『水戸市河和田赤塚西団地造成用地内埋蔵文化財包蔵地昭和45年度調査概報』 昭46
- 20) 鈴木定明他『千葉市東寺山戸張作遺跡』 昭52
- 21) 三森俊彦他『市原市大厩遺跡』 昭49
- 22) 安藤鴻基「埴輪祭祀の終焉」『古代』第59・60合併号 昭51  
安藤鴻基「房総七世紀史の一姿相」『古代探叢』 昭55
- 23) 茨城県土浦市石倉山1・2・9号墳、先述の成田市瓢塚41号墳  
西宮一男他『土浦市烏山遺跡群』 昭50
- 24) 註17安藤論文では茨城県東茨城郡内原町杉崎コロニー87号墳を6世紀中葉の築造例としている。
- 25) 三浦和信他『吉高山王遺跡』 昭52
- 26) 坂井利明「千葉県芝山町高田第1号墳発掘調査概報」『塔影』第1集 昭41
- 27) 浜名徳永他『上総殿部田古墳・宝馬古墳』 昭55
- 28) 註9に同じ。
- 29) 註1に同じ。
- 30) しかし、追葬の解釈が、必ずしも絶対的ではなく、一見、伸展葬状態に見えても改葬例はあり得るであろう。調査に際しては改葬された形跡がないか細心の注意を払う必要がある。
- 31) 市毛勲他『宮中野古墳群調査報告』 昭45
- 32) 矢戸三男他『阿玉台北遺跡』 昭50
- 33) 杉山晋作「婆里古墳の調査」『羽計古墳群』 昭47
- 34) 村田一男他『千葉県香取郡多古町坂並白貝古墳群発掘調査報告—坂並白貝17・18号墳—』 昭53
- 35) 坂井利明他「千葉県芝山町山田古墳群調査報告」『金鈴』17 昭38
- 36) 平岡和夫『中津田古墳』 昭52
- 37) 三森俊彦他『京葉』 昭48  
千葉県史編纂委員会『千葉市史 史料編1』 昭51
- 38) 註13に同じ。
- 39) 汀安衛・橋本博文他『常陸梶山古墳』 昭56  
梶山古墳については遺存状態が悪く、また、墳丘部未掘であるが、報告の箱形石棺が出土遺物の様相より古墳本来の埋葬施設と思われ、「変

則的古墳」と認めたい。

40) 註17安藤論文。

41) 和田千吉「常陸国小田村古墳調査」『考古界』第6編第1号 明39

42) 大森信英『那珂湊市・平磯三ツ塚古墳群調査報告II』昭33

43) 杉山晋作他『研究紀要』4 昭54

44) 註17安藤論文。

45) 杉山晋作「変則的古墳の一解釈(その一) — 前方後円墳の平面企画方法を通して—」『古代』第57号 昭49

46) 註17安藤論文。

## 真行寺廃寺跡出土の文字瓦

今 泉 潔

千葉県文化財センターは、昭和56年12月に成東町真行寺廃寺跡の確認調査を実施し、その成果報告を昭和57年3月に刊行した(註1)。この調査ではぼう大な量の瓦が出土したため、報告書の執筆時点ではほとんど水洗いが済んでいない状態であった。その後数ヶ月を要してやっと水洗・注記を終了した。その結果軒瓦の追加こそなかったものの、3点の文字瓦が出土していたことがわかった。

いずれ第2次調査(註2)の成果もあわせた本廃寺跡の正式報告が作成されることと思う。しかし、それまでこの貴重な資料をうもれたままにしておくのもどうかと思っていたところ、幸い調査担当の沼沢豊氏のおすすりもあったので、この機会に本誌上をお借りし、その3点の文字瓦を紹介しておきたい。

\*

文字瓦には、ヘラや指で書きしるしたもの、スタンプ状のもので押捺したものがある。その内容は実に多岐にわたるが、郡・郷名、人名、寺院名がそのおもなものである。これまでそれらの記載内容を通して、瓦の貢納体系や造瓦組織を明

らかにするなどの、興味深い研究が続けられてきている。

○ 1は広端部と側面の残る平瓦片で、文字は凸面に端面と平行に中央から側縁へとヘラ書きしてある。1字目は「月」、2字目は一応文字らしい体裁を整えているが、解読できない(註3)。それから右端にほんのわずかだが、字の一部分らしいものがみえる。これらは文字の状態、そして筆勢や癖から一人の人間が同一の工具を使って書いたものと思われる。

凹面には斜めに糸切り痕が走り、布目も残る。またわずかに桶の枠板痕らしいものも観察できる。端面は2回のヘラケズリ、未調整のところもある。側面には平瓦円筒を分割したときの痕跡がそのまま残っている。これは平瓦円筒のときに、内側から素地の $\frac{2}{3}$ ほどのところまで鋭利な刃物で切り込みを入れる。そしてそれがある程度乾燥すると、切り込みを入れた部分から平瓦円筒を割っていく。その痕跡である。こうして普通は平瓦4枚を1つの平瓦円筒から作るのである。この未調整の分割痕は桶巻作りの有力な根拠となる。凸面は単にナ

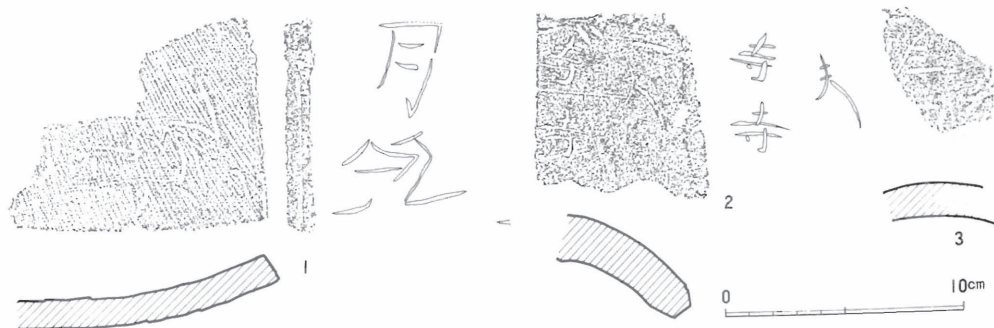


図1 真行寺廃寺跡出土の文字瓦(1/3)